

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社に雇用され、昭和〇年〇月までB所在の同社C工場において、その後、昭和〇年〇月までD所在の同社E工場において、作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日にF病院に受診し、「右下葉原発肺がん、縦隔リンパ節、多発肝転移」と診断され、同月〇日にG病院に受診し、「肺がん、転移性肝がん」と診断され、入院中の同月〇日に死亡した。死亡診断書には、「直接死因：転移性肝がん、直接死因の原因：肺がん」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者に発症した肺がんは原発性のものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者の肺がんについて、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「I内科通院中、定期X-P検査異常あり、胸部CTにて肺がんを疑われ、平成〇年〇月〇日に初診となった。胸部CTにて右下葉に腫瘍あり、リンパ節や多発肝転移を認めた。一元的に考え、右下葉原発肺がん、縦隔リンパ節、多発肝転移と診断した。」と述べているが、同医師において、組織診を含めた検査は実施されておらず、確定診断には至っていない。

また、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「CTにて右下肺野に腫瘍、肝内に多発転移巣を認め、採血ではCEA及びNSEの上昇を認め、平成〇年〇月〇日に肺がん、多発肝転移と診断した。肺がんは単発であり原発、転移性肝がんは肺からの転移と考えられる。」と述べている。しかし、同医師において、喀痰検査以外の検査は実施されていない。さらに、喀痰検査の結果については、要旨、「判定及び診断：鑑別困難（検体：適）、所見：出血性背景に核濃染増大する細胞を認めます。腫瘍の可能性を否定できません。精査下さい。」と記載され、確定診断には至っていない。

(3) 上記H医師及びJ医師の意見、画像、血液検査等の医学的資料を踏まえ、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「細胞診、組織診はなされていない。画像、血液検査からは肺がん、転移性肝がんが疑われるが、確定診断は得られておらず、肺がん疑い、転移性肝がん疑いとすることが妥当と考える。」と述べており、病名の確定診断は病理診断によってのみ判断すべきものであることから、当審査会においても、同医師の判断は妥当なものと判断する。

(4) 以上から、決定書理由に説示のとおり、被災者の肺がんについては、確定診断が得られたものと認められず、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。